

第26回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階
「プラネッツルーム」

（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員退職慰労金制度の
廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役及び非業
務執行取締役を除く）に対す
る2種類の譲渡制限付株式の
付与のための報酬の決定の件 |

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	27
監査報告	33
株主総会参考書類	39

株主様へのお知らせ

- 本総会は、株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたくえで開催いたします。総会会場におきましては、ワクチン接種をされていてもマスクをご着用いただき、手指のアルコール消毒及び検温等のご協力をお願いいたします。
- 株主様の議決権は、書面又はインターネットでも行使することができます。本招集ご通知に記載の3頁「議決権行使についてのご案内」又は4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3830/>



株式会社ギガプライズ

証券コード：3830

Smart Life with Us

テクノロジーで暮らしをゆたかに

(証券コード 3830)

2022年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社ギガプライズ
代表取締役社長 佐藤 寿洋

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月20日(月曜日)午後6時まで**に行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月21日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時) |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階 「プラネッツルーム」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項 報告事項

1. 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件
第5号議案 取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対する2種類の譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」及び計算書類の「重要な会計方針に係る事項及びその他の注記」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

なお、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」及び「重要な会計方針に係る事項及びその他の注記」は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.gigaprize.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後に開催しております「事業説明会」につきましては、今回も開催を取り止めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月21日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

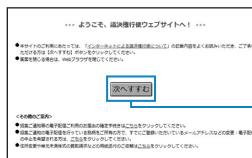
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

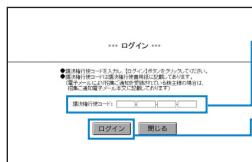
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に対するまん延防止等重点措置の適用やワクチン接種の推進などの効果により、一時持ち直しの動きが見られましたが、変異株による感染の再拡大に伴い、再び社会経済活動が抑制されるなど厳しい状況が続きました。また、半導体供給不足や情勢不安に起因する原材料価格の高騰など、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業は、アパートやマンションなどの集合住宅を中心にインターネット設備の提供を主なサービスとするHomeIT事業と、企業の社宅管理業務の代行を主なサービスとする不動産事業の2つから構成されています。これらの事業をとりまく外部環境は、以下のとおりと認識しております。

HomeIT事業におきましては、集合住宅市場、情報通信業界の動向を注視しております。

集合住宅市場は、新築物件の着工戸数がコロナ禍の反動もあり回復基調で推移しております。既存物件は入居者の多様化するニーズやライフスタイルに合わせた、付加価値があり差別化できる設備への投資意欲は高く推移しております。また、インターネット設備の導入、より安定した通信回線への切替えやワークスペースの確保といった新たな需要もあり、リフォームやリノベーションなどによる資産価値向上の動きは引き続き堅調に推移すると見込まれております。

情報通信業界は、コロナ禍におけるテレワーク、オンライン授業、動画視聴の拡大などの社会経済活動のデジタル化によって、国内のデータ通信量は急増しております。これに伴いデジタル社会の基盤となる通信インフラの整備、増強の重要性が高まっており、より安全で安定したインターネット接続環境が求められております。

このような環境の下、HomeIT事業につきましては、収益基盤である回線利用料収益（以下「ランニング収益」という。）の最大化を目指して、OEM提供先企業との連携及びサービス品質向上への取り組みを強化し、サービス提供戸数の拡大を図ってまいりました。

不動産事業におきましては、不動産業界の動向を注視しております。

不動産業界は、オンラインでの接客、内見や売買取引など、業務の効率化を目的としたデジ

タル化への動きが急速に進んでおり、テクノロジーを活用した顧客視点での新たな価値の創出が求められております。

このような環境の下、不動産事業につきましては、社宅管理代行サービスの取扱い件数の拡大及びVR住宅展示場の利便性向上に注力するとともに、同事業の提携不動産会社と連携し、集合住宅向けISP（※1）サービスをはじめとする各種サービスの販売体制の構築を推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高15,789百万円（前年同期比0.6%減）、経常利益2,202百万円（前年同期比3.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,454百万円（前年同期比4.4%増）となりました。なお、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細につきましては、Web開示「会計方針の変更に関する注記」「収益認識に関する注記」をご参照ください。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、当連結会計年度において当社グループの事業活動に重要な影響はなく、業績に与える影響は軽微であります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

HomeIT事業

HomeIT事業は、集合住宅向けISPサービス、IoTソリューションサービス、ネットワークサービス、システム開発から構成されております。

集合住宅向けISPサービスにつきましては、OEM提供先企業との連携強化によるサービス提供戸数拡大に加え、大型物件の受注やリプレース強化に向けた体制強化に努めてまいりました。当連結会計年度における集合住宅向けISPサービスの提供戸数は、新築物件が堅調に推移し、既存物件についても、「PWINS（※2）」や「SPES（※3）」の特性を活かした新規顧客の獲得、大型分譲物件へのサービス導入や各拠点エリアでの販売を強化した結果、前連結会計年度末745,127戸に比べ、20.9%増の900,512戸となりました。

IoTソリューションサービスにつきましては、集合住宅向けISPサービスと親和性の高いクラウドカメラを主なサービスとして提供しております。クラウドカメラは、管理物件の防犯強化や管理業務の効率化を目的としたニーズを背景に好調に推移いたしました。また、新たな取り組みとして、パートナー企業との協業による「Secual Smart Pole（※4）」を軸としたサービスの開発及び体制構築を推進してまいりました。

ネットワークサービスにつきましては、MSP（※5）サービスやホスティングサービスは堅調に推移しており、システム開発につきましては、「FutureVision®Plus」の新規顧客獲得やリプレースなどによる拡販及び既存顧客への業務支援を推進してまいりました。

以上の結果、売上高は15,620百万円（前年同期比2.9%増）となりましたが、一方、集合住宅向けISPサービスにおいて、猛暑や落雷などに起因した機器の不具合による保守費用などが増加したこともあり、セグメント利益は3,532百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

不動産事業

不動産事業は、社宅管理代行サービス及びVR住宅展示場等から構成されております。

社宅管理代行サービスにつきましては、イオンモール株式会社をはじめとするイオングループ各社に加え、新規取引先の獲得により取扱い件数拡大を目指してまいりました。また、社宅管理代行業務の更なる効率化を図ることにより、サービス品質の向上に努めてまいりました。

VR住宅展示場につきましては、出展しているショッピングモールの集客数がコロナ前の水準まで戻りつつある中、事業拡大に向けて、顧客視点によるコンテンツの充実や利便性向上に取り組んでまいりました。

また、前第2四半期連結累計期間において不動産仲介業務を行う子会社の株式の一部を譲渡し、同社を連結の範囲から除外したこともあり、売上高は159百万円（前年同期比76.9%減）、セグメント利益は17百万円（前年同期はセグメント損失132百万円）となりました。

その他

その他の事業につきましては、売上高は9百万円（前年同期比2.1%減）となり、セグメント利益は1百万円（前年同期比30.1%減）となりました。

- ※ 1 ISP : Internet Service Providerの略。公衆通信回線等を経由して契約者にインターネットへの接続を提供する事業者
- ※ 2 PWINS : Plug-in Wi-Fi Network Systemの略（略称：ピーウィンズ）。Wi-Fi通信を行う無線ユニットを分け脱着式にすることで、Wi-Fi規格の変更などによるハードウェア交換時にかかるコストを縮小することを可能にした世界初のシステム
- ※ 3 SPES : Single-Pair Ethernet Serviceの略（略称：エスピーイーズ）。既存物件へのISPサービス導入に関する課題解決を目的とし、当社、NECネットエスアイ株式会社及びBroadcom Inc.との連携で開発した、既存電話線を用いてインターネット接続が可能となる世界初の集合住宅向けISPサービス
- ※ 4 Secual Smart Pole : セキュアル スマートポール。株式会社Secualが提供するICT機能を有し、防犯・見守り・防災機能を搭載した次世代街路灯。街の安心・安全に加え、サステナブルな街づくりに貢献する全く新しいスマートタウンソリューションサービス

※5 MSP

： Managed Service Providerの略。顧客の利用するコンピュータやネットワーク等のITシステムの運用や監視、保守等を行い、利用可能な状態に維持するサービスを提供する事業者

2023年3月期の見通しは、次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症による影響は引き続き不確実性が高く、楽観視できない状況が続いており、感染防止策と社会経済活動との持続的な両立が求められております。一方で、コロナ禍においてライフスタイルやワークスタイルが大きく変化したことにより、社会全体のデジタル化が進み、デジタル社会の基盤となる通信インフラの重要性は高まっております。これを背景にインターネット設備の導入需要は、引き続き堅調に推移すると見込んでおり、更なる競争力強化への取り組みが必要であると考えております。

当社グループは、このような経営環境をグループの持続的な成長を遂げる好機と捉え、集合住宅向けインターネット設備の提供を中心にデジタル社会の基盤構築に貢献してまいります。加えて、これまで培ったノウハウと最新のテクノロジーとの融合により、実用性の高い競争優位性のあるサービスの開発を推進し、住まいの周辺地域まで視野を広げ、新たな事業を展開してまいります。

また、国際情勢が不安定な中、原材料・エネルギー資源の価格高騰、半導体不足の深刻化などのサービス提供に係るコスト上昇要因により、利益を圧迫する懸念があります。この要因による利益圧迫リスクに対して、影響を最小限にするべく、引き続き効率的な業務運用とコスト管理の徹底に取り組んでまいります。

当社グループは、「テクノロジーで人々の想いをつなぎ、豊かな社会を創造します」というミッション実現のため、住まいを中心とした街づくりへ貢献する企業として、企業価値の向上と持続的成長を目指してまいります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

HomeIT事業

当社グループの収益基盤であるランニング収益の最大化に向けて、引き続き集合住宅向けISPサービスのOEM提供先企業と連携を強化し、「PWINS」や「SPES」といった顧客ニーズに合わせた優位性の高い新たなサービスを開発・提供することにより、サービス提供戸数の拡大を図ってまいります。

加えて、大型分譲物件の受注やリプレイス強化、スマートタウン化に対応する分譲地向けへのサービス提供に注力するとともに、不動産事業との連携による販売ネットワーク構築を進め、新規顧客獲得を図ってまいります。

また、通信品質の重要性が高まる中、サービス品質向上に向けて、工事施工、回線調達、導入後の保守及びサポート体制のより一層の強化を図り、安定的なサービス提供を目指してまいります。

これらの取り組みにより、2023年3月期の集合住宅向けISPサービスの提供戸数は、当連結会計年度末に比べ15万戸増の105万戸を見込んでおります。

IoTソリューションサービスにつきましては、引き続き集合住宅向けクラウドカメラの導入率向上を図るとともに、オフィスや飲食店などの小規模店舗への普及拡大を進めてまいります。また、「Secual Smart Pole」に代表されるように当社グループと親和性の高いパートナー企業の独自技術を活かしたサービスの開発や事業モデルの構築などをパートナー企業と共同で実施し、集合住宅以外の新たな市場への事業展開を推進してまいります。

ネットワークサービスにつきましては、MSPサービスやホスティングサービスにおいて、既存顧客との継続的取引の強化を図り、システム開発につきましては、不動産業界向けソフトウェア「FutureVision® Plus」の拡販及び既存顧客への業務支援を実施してまいります。

不動産事業

社宅管理代行サービスにつきましては、既存顧客との関係強化とサービス品質のより一層の向上を図ることで取扱い件数の維持・拡大と新規顧客獲得に注力してまいります。また、本サービスを通じて全国に拡大した提携不動産会社と連携し、集合住宅向けISPサービスをはじめとする当社サービスの拡販を強化してまいります。

VR住宅展示場につきましては、利用者の多様化するニーズに合ったコンテンツや利便性の向上を図り、ハウスメーカーなど、出展企業への送客率アップに向けた施策により、同展示場への出展価値向上を目指してまいります。

以上の結果、2023年3月期の連結業績予想は、連結売上高17,370百万円、連結経常利益2,450百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,650百万円を見込んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、431百万円であります。その主な内容は受注増加に伴うリース資産の取得であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達といたしましては、金融機関より主に運転資金として800百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 経営方針

当社グループは、「テクノロジーで不動産事業に新たな付加価値を創造する企業へ」というビジョンの下、当社が培ったノウハウと進化し続けるテクノロジーとの融合により、人々の暮らしを豊かにする付加価値の高いサービスの提供と新たな市場への展開やグループ間の連携をより一層高めることにより、長期持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

当社の企業理念は、以下のとおりであります。

- ・ Mission
「テクノロジーで人々の想いをつなぎ、豊かな社会を創造します」
- ・ Vision
「テクノロジーで不動産事業に新たな付加価値を創造する企業へ」
- ・ Corporate Message
「Smart Life with Us テクノロジーで暮らしをゆたかに」

② 経営環境と対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による影響は引き続き不確実性が高く、楽観視できない状況が続いており、感染防止策と社会経済活動との持続的な両立が求められております。一方で、コロナ禍においてライフスタイルやワークスタイルが大きく変化したことにより、社会全体のデジタル化が進み、デジタル社会の基盤となる通信インフラの重要性は高まっております。これを背景にインターネット設備の導入需要は、引き続き堅調に推移すると見込んでおります。また、この需要の高まりにより、当社の集合住宅向けISPサービスが属する全戸一括型マンションISP市場においても、シェア獲得に向けた競争は一段と激しくなると想定しており、営業面の強化はもちろんのこと、新たなサービスの開発、サービス運用体制の継続的な改善やサービス導入後のサポート体制の充実など、当社サービスの付加価値向上による差別化を目指し、市場での競争優位性を高めてまいります。

このような経営環境の下、当社グループの長期持続的な成長と企業価値の向上のための対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

1) 集合住宅向けISPサービスの安定的な提供体制の強化

コロナ禍において新たな働き方が定着する中、インターネット設備は、生活インフラとして欠かせないものとなっております。また、インターネット利用の多様化により、安全かつ安定した利便性の高いインターネット接続環境が求められております。

当社グループは、更なるサービス提供戸数の増加を見据え、サービス品質の維持・向上に向けて、施工管理、通信機器・回線調達をより一層強化し、安全かつ安定したサービスを提供してまいります。また、半導体不足の深刻化などのサービス提供に係るコスト上昇要因に対して、影響を最小限にするべく、引き続き効率的な業務運用とコスト管理の徹底に取り組んでまいります。

2) 技術革新への対応と顧客ニーズを満たす新サービスの開発

当社グループを取り巻く環境は、5Gなどの次世代通信網の普及やAIやIoTをはじめとしたIT技術の飛躍的な進歩により、大きく変化していくことが予測されます。

当社グループの持続的な成長を目的として、常に技術トレンドや市場動向を把握し、コールセンターの自社運営により、ダイレクトに顧客ニーズを捉えることで、競争優位性のある顧客にとって最適なサービスの創出に取り組んでまいります。また、当社事業と親和性が高く、独自技術をもつパートナー企業との協業を積極的に行い、独自性の高いサービスの開発を進めてまいります。

3) 不動産事業の安定的な事業運営とHomeIT事業との連携強化

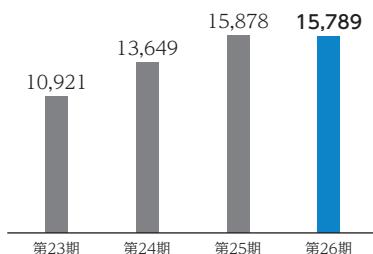
不動産事業における既存サービスの品質向上を図るとともに、集合住宅向けISPサービスをはじめ、当社サービスの拡販を目的として、提携不動産会社との連携を深め、全国的な販売ネットワークを構築することにより、潜在顧客へのアプローチを強化してまいります。

4) 内部管理体制の強化

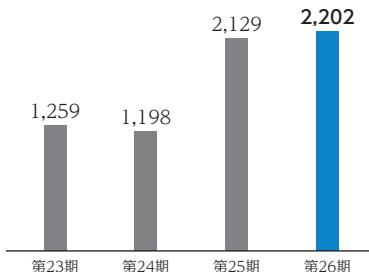
当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制の整備を含む内部管理体制の継続的な強化が不可欠であると認識しております。厳格な内部監査による業務プロセスの整備・運用の定常的な是正活動や、社内研修の定期的な実施より、役員・従業員のコンプライアンス意識の向上、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

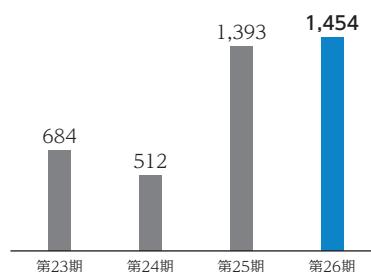
■ 売上高 (単位: 百万円)



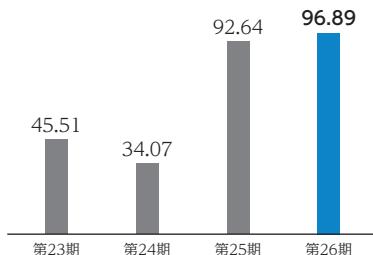
■ 経常利益 (単位: 百万円)



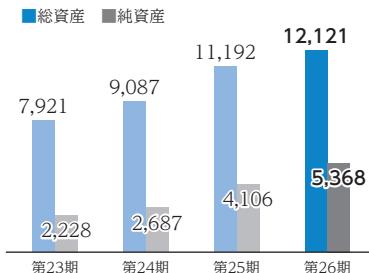
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



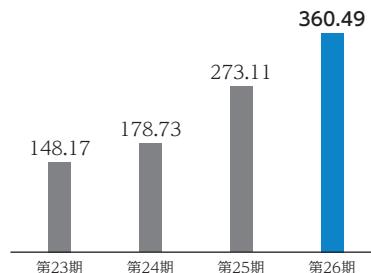
■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産/純資産 (単位: 百万円)



■ 1株当たり純資産 (単位: 円)



区 分	第 23 期 2019年 3 月期	第 24 期 2020年 3 月期	第 25 期 2021年 3 月期	第 26 期 (当連結会計年度) 2022年 3 月期
売 上 高 (百万円)	10,921	13,649	15,878	15,789
経 常 利 益 (百万円)	1,259	1,198	2,129	2,202
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	684	512	1,393	1,454
1株当たり当期純利益 (円)	45.51	34.07	92.64	96.89
総 資 産 (百万円)	7,921	9,087	11,192	12,121
純 資 産 (百万円)	2,228	2,687	4,106	5,368
1株当たり純資産額 (円)	148.17	178.73	273.11	360.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
フリービット株式会社	4,514百万円	58.90%	当社サービス提供、ISPサービス仕入、役員の兼任

(注) 当社への議決権比率については、自己株式(2,185,660株)を控除して算出しております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ギガテック	10百万円	100.00%	集合住宅における情報通信設備に係る調査、設計、工事、保守、運用、管理等
株式会社ソフト・ボランチ	30百万円	100.00%	賃貸管理・プロパティマネジメント業務のソフトウェア開発等

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	主 要 な 事 業 内 容
H o m e I T 事 業	集合住宅向けISPサービス、IoTソリューションサービス、ネットワークサービス、システム開発
不 動 産 事 業	社宅管理代行サービス、VR住宅展示場 他
そ の 他	人材派遣

(9) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都渋谷区
営 業 所	福岡（福岡市）、名古屋（名古屋市）、大阪（大阪市）、紀伊田辺（和歌山県田辺市）

② 子会社

株 式 会 社 ギ ガ テ ッ ク	東京都渋谷区
株 式 会 社 ソ フ ト ・ ボ ラ ン チ	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
236 (58) 名	14名増 (14名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
156 (48) 名	7名増 (4名増)	42.8歳	6.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	526百万円
株式会社りそな銀行	506百万円
株式会社みずほ銀行	392百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当については、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題としつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通配当として1株につき5円00銭、特別配当として5円00銭の合計10円00銭とすることを、2022年5月11日開催の取締役会において決議しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 62,078,400株
- (2) 発行済株式の総数 17,078,400株（自己株式2,185,660株を含む）
- (3) 株主数 3,668名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
フ リ ー ビ ッ ト 株 式 会 社	8,772,000	58.90
南 角 光 彦	852,000	5.72
MSIP CLIENT SECURITIES 常任代理人:モルガン・スタンレー M U F G 証 券 株 式 会 社	250,500	1.68
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	225,900	1.52
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	179,600	1.21
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	168,200	1.13
梁 瀬 泰 孝	139,500	0.94
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704 常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部	138,100	0.93
U B S A G S I N G A P O R E 常任代理人:シティバンク、エヌ・エイ東京支店	128,400	0.86
今 給 黎 孝	110,200	0.74

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,185,660株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率については、自己株式（2,185,660株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	佐 藤 寿 洋	株式会社ギガテック取締役会長、株式会社ソフト・ボランチ取締役会長
取 締 役	植 田 健 吾	株式会社ソフト・ボランチ取締役
取 締 役	大 瀧 守 彦	Henry Schein Japan株式会社取締役、日本特殊陶業株式会社社外取締役、株式会社エフピコ社外取締役
取 締 役	大 信 田 博 之	アルヒ株式会社社外取締役、株式会社SFM社外取締役、ジャパンベストレスキューシステム株式会社取締役 [監査等委員]
取 締 役	清 水 高	フリービット株式会社取締役副社長、株式会社フルスピード取締役、フリービットインベストメント株式会社代表取締役社長、フリービットスマートワークス株式会社代表取締役社長、株式会社ベッコアメ・インターネット代表取締役社長、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長
取 締 役	友 松 功 一	株式会社フルスピード代表取締役会長、フリービット株式会社取締役兼執行役員兼グループ人事本部長、株式会社フォーイット取締役、FULLSPEED TECHNOLOGIES INC. Director、株式会社クライド取締役、株式会社ジョブロード代表取締役社長
取 締 役	和 田 育 子	フリービット株式会社取締役、株式会社フルスピード取締役
取 締 役	高 橋 研	フリービット株式会社執行役員兼インフラ事業本部長
取 締 役	小 林 学	フリービット株式会社DX事業本部長
常 勤 監 査 役	木 村 賢 治	—
監 査 役	田 宮 昭	株式会社楽久屋社外監査役
監 査 役	西 田 弥 代	単あすか法律事務所弁護士、株式会社エクストリーム社外監査役、株式会社property technologies (旧:株式会社ホームネットホールディングス) 社外監査役、天馬株式会社社外取締役 [監査等委員]
監 査 役	岡 本 真 哉	フリービット株式会社法務総務部長、株式会社フルスピード監査役

- (注) 1. 取締役大瀧守彦氏及び大信田博之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田宮昭氏及び西田弥代氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田宮昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役西田弥代氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役西田弥代氏の戸籍上の氏名は、川口弥代であります。
6. フリービット株式会社は、当社の親会社であります。
7. 株式会社ギガテック、及び株式会社ソフト・ボランチは、当社の子会社であります。
8. 株式会社フルスピード、フリービットインベストメント株式会社、フリービットスマートワークス株式会社、株式会社ベッコアメ・インターネット、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社フォーイット、FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.、株式会社クライド、及び株式会社ジョブロードは、当社の特定関係事業者であります。
9. Henry Schein Japan株式会社、日本特殊陶業株式会社、株式会社エフピコ、アルヒ株式会社、株式会社SFM、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、株式会社楽久屋、隼あすか法律事務所、株式会社エクストリーム、株式会社property technologies、及び天馬株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
10. 社外取締役大瀧守彦氏、大信田博之氏並びに社外監査役田宮昭氏及び西田弥代氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。なお、当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、当社の取締役の報酬等の客観性・透明性を確保し、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、社外取締役を中心に構成する任意の諮問機関である報酬委員会を設置しており、取締役の報酬等に関する事項について審議し、取締役会への答申を行っております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責、在任年数、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬としての固定報酬と株主価値との連動性をより重視した株式報酬から構成され、取締役会の決議により決定しております。

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責等を考慮して、非金銭報酬等の割合について、報酬委員会にて検討を行うものとしております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の種類別の報酬割合を決定することとしております。

b. 個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別の報酬額については報酬委員会にて検討を行うものとし、取締役会は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、貢献度等に応じて総合的に勘案して決定しております。

取締役の株式報酬は、役位、職責、在任年数、貢献度、当社の中長期の業績目標の達成度や勤務期間に応じて、勤務継続型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式を付与するものとします。付与時期は、勤務継続型譲渡制限付株式については原則として役務提供期間開始時に付与し、業績連動型譲渡制限付株式については原則として評価期間終了後に付与するものとします。なお、譲渡制限付株式報酬制度は第26回定時株主総会において議案を決議いただいた場合に導入するものとなります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	92 (15)	73 (15)	－ (－)	18 (－)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	26 (8)	24 (8)	－ (－)	2 (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	118 (23)	98 (23)	－ (－)	20 (－)	8 (4)

(注) 1. 上表には、2021年6月22日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. () 内は、社外役員の報酬額及び人数であり、内数であります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 期末現在の人数は取締役9名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の

取締役5名及び監査役1名が存在していることによるものであります。

5. 上記のほか、役員（社外役員を除く）が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は39百万円であります。
6. 取締役の金銭報酬の額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2000年2月25日開催の第3回定時株主総会において月額200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
8. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会において決定しており、取締役その他の第三者には委任しておりません。
9. 監査役の報酬額は月額200万円以内と株主総会で決議しておりますが、2020年7月以降、監査役に対して支給した報酬が監査役報酬上限枠を超過しておりました。当該期間における報酬上限枠を超過した部分については監査役と協議の上、返還請求を行うこととし、全監査役より同意を得ております。今後は、監査役報酬の決定プロセス及び上限枠の適正な金額設定と確認手続きの見直しを行います。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月22日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に46百万円の役員退職慰労金を支払っております。なお、役員退職慰労金の総額には、当事業年度及び過年度の事業報告において会社役員の報酬等の総額に含めた当該取締役に対する役員退職慰労金繰入額46百万円が含まれております。

また、2022年6月21日開催予定の第26回定時株主総会において付議いたします「第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件」が承認された場合には、取締役2名及び監査役1名に対し、退職慰労金を支給する予定であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係につきましては18頁に記載のとおりであり、当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大 瀧 守 彦	当事業年度開催の取締役会に、19回中19回全てに出席いたしました。グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識に基づき、積極的に意見を述べております。また、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大 信 田 博 之	当事業年度開催の取締役会に、19回中19回全てに出席いたしました。経営者として、また、コンサルタントとしての豊富な経験と知見に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。また、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	田 宮 昭	当事業年度開催の取締役会には、19回中19回全てに、また監査役会には、14回中14回全てに出席いたしました。金融機関を通じて培った広い知識と見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	西 田 弥 代	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回、また監査役会には、14回中14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任限度としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役及び監査役を被保険者として、被保険者が、その職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る争訟費用等や損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する場合を除く）。

当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定める。
 - 2) 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底する。
 - 3) 法令遵守の観点から、これらに反する行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を構築し、全役職員に周知徹底する。
 - 4) 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、社内文書管理規程に従い保存する。
 - 2) 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 職務執行に係るリスク管理については、リスク管理に関する通達に基づき各部門が行いその状況や対応内容を内部監査室に報告する。
 - 2) 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理に関する通達に基づき内部監査室が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 各取締役の業務分掌を明確にし、職務権限規程及び稟議規程に基づき権限と責任を付することによって、権限委譲を図り効率性を担保するとともに、取締役相互の監視機能が働くようにする。
 - 2) 職務執行に伴うリスクを全社的に洗い出して評価を行い、統制すべきリスクに関する対応のための体制を整備する。

- 3) 取締役会で決定された経営計画の達成状況を、毎月の取締役会で報告することによって現在の経営状態の把握を行い、問題点があった場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能にする。
 - 4) 取締役会は、経営方針、経営戦略等の業務に関する重要事項の協議を目的として、常勤役員及び随時指名される幹部社員で構成する経営会議を取締役会の諮問機関として設置し、経営に関する重要事項につき検討する。
 - 5) 内部監査室は、役職員の職務の執行が効率的に行われていることを日常的にモニタリングし、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知し、グループ全体の役職員が一体となり遵法意識の向上を図る。内部通報制度についても、その通報窓口を子会社にも開放し、周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
 - 2) グループ各社における経営上重要な事項については、当社取締役会の付議事項とする。
 - 3) グループ各社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
 - 4) 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
 - 5) グループ各社は、経営目標を設定し、当期見通し等について、当社経営陣と協議する。当社経営会議は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックする。
 - 6) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応する。
- ⑥ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要なときは意見を述べ、かつ監査上必要と判断したときは、取締役会議事録、稟議書など経営に関する重要書類をいつでも閲覧することができる。

- 3) 当社及び子会社の役職員は、監査役の監査業務に対しその重要性和有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する。
 - 4) 監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 5) 監査役は、監査上必要があるときは取締役及び使用人に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる。
 - 6) 監査役への報告をした者に対して、解雇その他一切の不利益が生じないことを確保する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行に関連して、当社に費用の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は事前に通知するものとする。
- ⑧ 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制
- 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する。
 - 2) 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、当社グループもこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理に対する取り組み

当社グループでは、リスク評価手順書を作成し、リスク管理体制の強化、推進に努め、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、リスク抽出チェックリストによる定期的なチェックを行い取締役会や関連部門に報告をしております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

④ 内部監査

内部監査室が監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査報告書として代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ グループ管理体制

業務の適正を確保するために、グループ各社に役員を派遣させることに加え、必要に応じて情報交換を行っております。またグループ各社からの財務状況及びその他の状況については、毎月報告を受け、当社取締役会へ適宜報告しております。

⑥ 監査役の職務執行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、当社グループの営業拠点への往査等を行っており、往査報告については監査役会にて報告されております。

また、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

⑦ 監査役の監査の実効性の確保について

監査役は当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席しております。また業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催しているほか、会計監査人及び当社内部統制推進委員会との情報交換や当社代表取締役社長と定期的な面談を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,684,177	流動負債	4,003,704
現金及び預金	3,710,919	支払手形及び買掛金	1,269,090
売掛金	3,546,931	1年内償還予定の社債	200,000
リース債権及びリース投資資産	135,452	1年内返済予定の長期借入金	776,172
商品及び製品	116	リース債務	682,333
仕掛品	165,240	未払金	122,713
原材料及び貯蔵品	1,323,021	未払法人税等	546,823
代理業務立替金	367,842	未払消費税等	190,569
その他	438,927	契約負債	86,901
貸倒引当金	△4,274	賞与引当金	75,115
固定資産	2,430,308	その他	53,987
有形固定資産	1,516,847	固定負債	2,748,676
建物及び構築物	222,115	社債	300,000
工具、器具及び備品	13,738	長期借入金	988,301
土地	118,434	リース債務	1,307,178
リース資産	1,162,559	退職給付に係る負債	48,413
無形固定資産	120,374	役員退職慰労引当金	57,487
のれん	6,250	資産除去債務	47,295
ソフトウェア	113,637	負債合計	6,752,380
その他	485	(純資産の部)	
投資その他の資産	793,086	株主資本	5,368,672
投資有価証券	144,967	資本金	195,310
長期貸付金	1,496,914	資本剰余金	114,789
保証金	194,223	利益剰余金	5,397,923
繰延税金資産	451,115	自己株式	△339,351
その他	10,091	純資産合計	5,368,672
貸倒引当金	△1,504,225	負債・純資産合計	12,121,052
繰延資産	6,566		
社債発行費	6,566		
資産合計	12,121,052		

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上		15,789,989
売上原価		11,519,565
販売費及び一般管理費		4,270,424
営業外収益		2,031,018
営業外収益		2,239,405
違約金収入	13,720	
受取倒引当金の戻入	5,485	
その他	5,619	
	1,798	26,625
営業外費用		
支払債	54,548	
社債	366	
約束手行の	2,973	
債発行の	5,389	
その他	736	64,014
特別損失		2,202,016
固定資産除却損	8,119	
投資有価証券評価損	59,509	67,628
税金等調整前当期純利益		2,134,387
法人税、住民税及び事業税	898,483	
法人税等調整額	△218,804	679,678
当期純利益		1,454,708
親会社株主に帰属する当期純利益		1,454,708

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	195,310	114,789	3,987,374	△190,662	4,106,812
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	106,210	—	106,210
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	195,310	114,789	4,093,585	△190,662	4,213,022
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△150,370	—	△150,370
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,454,708	—	1,454,708
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△148,689	△148,689
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,304,338	△148,689	1,155,649
当 期 末 残 高	195,310	114,789	5,397,923	△339,351	5,368,672

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,106,812
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	106,210
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,213,022
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△150,370
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,454,708
自 己 株 式 の 取 得	△148,689
当 期 変 動 額 合 計	1,155,649
当 期 末 残 高	5,368,672

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,326,156	流動負債	3,997,488
現金及び預金	3,337,778	買掛金	1,332,636
売掛金	3,543,775	1年内償還予定の社債	200,000
リース債権	65,195	1年内返済予定の長期借入金	771,072
リース投資資産	70,257	リース債務	682,333
商品及び製品	116	未払金	109,008
仕掛品	166,186	未払費用	22,629
材料及び貯蔵品	1,323,010	未払法人税等	537,903
前払費用	54,404	未払消費税等	173,973
代理業務立替金	367,842	契約負債	80,932
その他の金	401,848	預り金	27,881
貸倒引当金	△4,258	賞与引当金	59,115
固定資産	2,407,945	その他の	2
有形固定資産	1,516,757	固定負債	2,728,072
建物及び構築物	222,115	社債	300,000
工具、器具及び備品	13,648	長期借入金	972,176
土地	118,434	リース債務	1,307,178
リース資産	1,162,559	資産除去債務	42,817
無形固定資産	105,768	退職給付引当金	48,413
ソフトウェア	105,282	役員退職慰労引当金	57,487
その他の他	485	負債合計	6,725,561
投資その他の資産	785,420	(純資産の部)	
投資有価証券	144,967	株主資本	5,015,107
関係会社株式	11,300	資本金	195,310
長期貸付金	1,496,914	資本剰余金	115,505
関係会社長期貸付金	2,500	資本準備金	115,505
破産更生債権等	4,783	利益剰余金	5,043,643
保証金	182,622	その他利益剰余金	5,043,643
繰延税金資産	442,005	繰越利益剰余金	5,043,643
その他の他	4,551	自己株式	△339,351
貸倒引当金	△1,504,225	純資産合計	5,015,107
繰延資産	6,566	負債・純資産合計	11,740,668
社債発行費	6,566		
資産合計	11,740,668		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		15,754,238
売上原価		11,681,055
売上総利益		4,073,183
販売費及び一般管理費		1,984,343
営業利益		2,088,839
営業外収益		
違約金収入	13,720	
受取手数料	5,485	
貸倒引当金戻入額	5,619	
その他	5,949	30,776
営業外費用		
支払利息	53,865	
社債利息	366	
解約手数料	1,430	
社債発行費償却	5,389	
その他	736	61,788
経常利益		2,057,827
特別損失		
固定資産除却損	8,119	
投資有価証券評価損	59,509	67,628
税引前当期純利益		1,990,198
法人税、住民税及び事業税	851,858	
法人税等調整額	△218,174	633,683
当期純利益		1,356,514

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	195,310	115,505	115,505	3,731,288	3,731,288	△190,662	3,851,441
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	106,210	106,210	—	106,210
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	195,310	115,505	115,505	3,837,499	3,837,499	△190,662	3,957,652
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△150,370	△150,370	—	△150,370
当 期 純 利 益	—	—	—	1,356,514	1,356,514	—	1,356,514
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△148,689	△148,689
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	1,206,144	1,206,144	△148,689	1,057,455
当 期 末 残 高	195,310	115,505	115,505	5,043,643	5,043,643	△339,351	5,015,107

	純資産合計
当 期 首 残 高	3,851,441
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	106,210
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,957,652
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△150,370
当 期 純 利 益	1,356,514
自 己 株 式 の 取 得	△148,689
当 期 変 動 額 合 計	1,057,455
当 期 末 残 高	5,015,107

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ギガプライズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 礼人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ギガプライズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギガプライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ギガプライズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平野 礼人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ギガプライズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イに留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社ギガプライズ 監査役会

常勤監査役 木村賢治 ㊟

監査役(社外) 田宮昭 ㊟

監査役(社外) 西田弥代 ㊟

監査役 岡本真哉 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業内容の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）を次のとおり変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. コンピューター並びに周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入および導入指導</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. 通信機器並びにその周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入および導入指導 (新 設)</p> <p>6. ~13. (条文省略) (新 設)</p> <p>14. ~16. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. コンピューター並びに周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入、<u>保守</u>および導入指導</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 通信機器並びにその周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入、<u>保守</u>および導入指導</p> <p>6. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>7. ~14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>借上社宅および社有社宅管理の業務代行事業</u></p> <p>16. ~18. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

さとう としひろ
佐藤 寿洋

(1974年3月21日生)

所有する当社の株式数…………… 91,900株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1998年4月	(株)東京証券会館入社	2014年6月	当社代表取締役社長
2000年10月	メディアエクステンジ(株) (現 (株)ドリーム・トレイン・インターネット) 入社	2015年6月	当社取締役
2004年6月	同社取締役管理部長	2017年6月	当社専務取締役
2005年4月	同社取締役CFO	2018年6月	(株)ギガテック取締役 (株)ソフト・ボランチ取締役
2008年6月	当社管理本部担当取締役副社長	2021年6月	当社代表取締役社長 (現任) (株)ギガテック取締役会長 (現任)
2010年6月	当社管理部兼ネットワークサービス事業部担当取締役		(株)ソフト・ボランチ取締役会長 (現任)
2011年6月	当社取締役		現在に至る
2012年6月	(株)ESP社外取締役		

【重要な兼職の状況】

(株)ギガテック取締役会長
(株)ソフト・ボランチ取締役会長

【取締役候補者とした理由】

佐藤寿洋氏は、当社及びグループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、ISP業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験は、当社が事業を更に拡大していくために今後も必要不可欠であり、また、人格、見識とも優れていることから、同氏を取締役候補者といたしました。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者番号

2

う え だ け ん ご
植田 健吾

(1973年6月22日生)

所有する当社の株式数…………… 19,100株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1997年4月	ダイア建設(株)入社	2021年6月	(株)ソフト・ボランチ取締役(現任)
2001年4月	当社入社	2021年7月	当社管理本部長(現任)
2003年12月	当社営業開発部長		現在に至る
2007年6月	当社取締役兼営業開発1部マネージャー		
2008年6月	当社執行役員兼営業開発1部マネージャー		
2010年6月	当社営業開発部マネージャー		
2014年7月	当社事業本部ジェネラルマネージャー		
2015年6月	当社取締役(現任)		

【重要な兼職の状況】

(株)ソフト・ボランチ取締役

【取締役候補者とした理由】

植田健吾氏は、当社事業における幅広い領域で責任者を歴任した後、現在は当社取締役として全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、ISP業界における豊富な経験・実績とともに人格、見識とも優れていることから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

おおたき もりひこ
大瀧 守彦

(1954年6月11日生)

所有する当社の株式数…………… 800株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1997年7月 ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)
代表取締役
2011年9月 (株)パソナ取締役副会長
2013年6月 日本特殊陶業(株)社外取締役(現任)
2016年6月 Henry Schein Japan(株)取締役(現任)
2018年6月 当社社外取締役(現任)
2020年6月 (株)エフピコ社外取締役(現任)
現在に至る

【重要な兼職の状況】

Henry Schein Japan(株)取締役
日本特殊陶業(株)社外取締役
(株)エフピコ社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大瀧守彦氏は、グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言、またコーポレートガバナンス向上等についてアドバイスいただくことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

4

お お し だ ひ ろ ゆ き

大信田 博之

(1957年6月5日生)

所有する当社の株式数…………… 1,000株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1997年11月	(株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行)総合企画部副参事役	2006年9月	金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授
1999年7月	KPMGグローバルソリューション(株)ディレクター	2019年7月	当社社外取締役(現任)
2000年7月	KPMGビジネスアドバイザーLLC東京支店パートナー兼支店長	2019年11月	アルヒ(株)社外取締役(現任)
2003年8月	(株)KPMG FAS代表取締役パートナー	2019年12月	(株)SFM社外取締役(現任)
		2021年12月	ジャパンベストレスキューシステム(株)社外監査役
			ジャパンベストレスキューシステム(株)取締役【監査等委員】(現任)
			現在に至る

【重要な兼職の状況】

アルヒ(株)社外取締役
(株)SFM社外取締役
ジャパンベストレスキューシステム(株)取締役【監査等委員】

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大信田博之氏は、コンサルティング業界における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてアドバイスいただくことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

5

しみず
清水

たかし
高

(1974年2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 5,900株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2000年5月	フリービット(株)取締役	2016年9月	(株)EPARKヘルスケア(現(株)くすりの窓口)取締役
2011年10月	フリービット(株)執行役員(現任)	2018年9月	(株)アルク取締役
2013年6月	当社取締役	2020年6月	当社取締役(現任)
2013年7月	フリービット(株)取締役	2020年7月	フリービット(株)管理本部長(現任)
2015年4月	フリービットインベストメント(株)代表取締役社長(現任)	2020年10月	(株)フルスピード取締役(現任)
	フリービットスマートワークス(株)代表取締役社長(現任)		(株)ドリーム・トレイン・インターネット監査役
	(株)フルスピード取締役	2021年5月	(株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長(現任)
2015年7月	フリービット(株)取締役副社長(現任)		現在に至る
2016年7月	(株)ベッコアメ・インターネット代表取締役社長(現任)		

【重要な兼職の状況】

フリービットインベストメント(株)代表取締役社長
フリービットスマートワークス(株)代表取締役社長
フリービット(株)取締役副社長兼執行役員兼管理本部長
(株)ベッコアメ・インターネット代表取締役社長
(株)フルスピード取締役
(株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

清水高氏は、フリービットグループにおいて各役職を歴任していることから、経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視座より経営全般に対する助言が期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

6

ともまつ こういち
友松 功一

(1979年2月1日生)

所有する当社の株式数……………200株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2001年4月	グッドウィル・グループ(株)入社	2017年5月	(株)クライド代表取締役社長
2004年4月	同社統轄部エリアマーケティングマネージャー	2017年9月	(株)フルスピードリンク取締役
2006年7月	(株)グッドウィル営業企画部長	2017年12月	上海賦路思广告有限公司董事
2008年11月	(株)フルスピード入社	2018年7月	(株)クライド取締役(現任)
2011年11月	同社業務統括本部長	2019年5月	(株)ジョブロード代表取締役社長(現任)
2013年7月	同社取締役	2020年5月	(株)フルスピード代表取締役会長(現任)
2014年7月	(株)フォーイト取締役(現任)	2020年6月	当社取締役(現任)
2015年2月	(株)フルスピード代表取締役社長	2020年7月	フリービット(株)取締役(現任)
2015年12月	(株)シンクス取締役		同社執行役員(現任)
2017年1月	FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director(現任)		同社グループ人事本部長(現任)
			現在に至る

【重要な兼職の状況】

(株)フォーイト取締役
FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director
(株)クライド取締役
(株)ジョブロード代表取締役社長
(株)フルスピード代表取締役会長
フリービット(株)取締役兼執行役員兼グループ人事本部長

【取締役候補者とした理由】

友松功一氏は、フルスピードグループでの経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視座より経営全般に対する助言が期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

和田 育子

(1971年7月17日生)

所有する当社の株式数……………100株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1994年4月	(株)キンレイ入社	2018年9月	(株)アルク取締役
2004年6月	アクアクララ(株)入社	2020年6月	当社取締役(現任)
2008年10月	(株)フラクタリスト(現 ユナイテッド(株))入社	2020年7月	フリービット(株)グループ人事本部長 同社グループ経営企画本部長(現任)
2012年5月	フリービット(株)入社		(株)フルスピード取締役(現任)
2013年7月	(株)フルスピード取締役		フリービット(株)取締役(現任)
2014年7月	フリービット(株)グループ経営管理本部長		現在に至る
2016年5月	同社執行役員(現任)		
2016年9月	(株)EPARKヘルスケア(現(株)くすりの窓口)監査役		

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)取締役兼執行役員兼グループ経営企画本部長
(株)フルスピード取締役

【取締役候補者とした理由】

和田育子氏は、フリービット(株)の取締役兼執行役員兼グループ経営企画本部長として情報管理体制の強化及び人材育成を推進しており、当社コーポレートガバナンスの更なる推進・強化が期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

8

た か は し
高橋

けん
研

(1973年3月3日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年4月	ソフトウェア興業(株)入社	2013年5月	同社第2 CustomerCommunication 部ジェネラルマネージャー
2000年6月	フューチャー・メディア・ネットワ ーク(株)入社	2015年5月	同社執行役員兼MVNE事業部長
2000年12月	(株)フリービット・ドットコム（現 フリービット(株)）入社	2018年6月	(株)フリービットEPARKヘルスケア （現(株)くすりの窓口）取締役
2007年5月	同社インターネットビジネス推進部 ジェネラルマネージャー	2020年7月	フリービット(株)執行役員兼インフラ 事業本部長（現任）
2010年2月	当社社外取締役	2021年6月	当社取締役（現任）
2010年6月	当社代表取締役		現在に至る
2011年6月	(株)アイ・ステーション社外取締役 当社取締役		
2011年7月	フリービット(株)第2ネットワークイ ンフラ営業部ジェネラルマネージャ ー		

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)執行役員兼インフラ事業本部長

【取締役候補者とした理由】

高橋研氏は、フリービット(株)の事業部門を歴任し、事業戦略に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社グループの事業運営体制の強化に貢献することが期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

9

た な か ま さ ゆ き
田中 正幸

(1979年5月10日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1999年9月 (株)悠紀エンタープライズ入社
2005年4月 同社取締役開発部長
2006年9月 (株)ワイズノット入社
2008年5月 当社入社
2013年7月 フリービット(株)入社
2020年7月 同社技術本部モバイルサービス部長
(現任)
現在に至る

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)技術本部モバイルサービス部長

【取締役候補者とした理由】

田中正幸氏は、情報システムの企画、設計及び開発等に関する豊富な経験と実績を有しており、その中で培われた知見に基づく実践的な視点で、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた貢献が期待されることから、同氏を新たに取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 大瀧守彦氏及び大信田博之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大瀧守彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 大信田博之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 清水高氏は、過去10年間において、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。なお、フリービットインベストメント株式会社、フリービットスマートワークス株式会社、株式会社ベッコアメ・インターネット、株式会社フルスピード及び株式会社ドリーム・トレイン・インターネットは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

7. 友松功一氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である株式会社フルスピードの業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。なお、株式会社フォーイット、FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.、株式会社クライド、及び株式会社ジョブロードは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
8. 和田育子氏は、過去10年間において、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。なお、株式会社フルスピードは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
9. 高橋研氏は、過去に当社の業務執行役員（取締役）であったことがあります。また、過去10年間において、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
10. 田中正幸氏は、過去に当社の業務執行者であったことがあります。過去10年間において、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
11. 当社は、取締役候補者である清水高氏、友松功一氏、和田育子氏、高橋研氏が再任された場合は、非業務執行取締役とする予定ですので、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各氏と継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。また、田中正幸氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る争訟費用等や損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する場合は除く）。当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
13. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
 - (1) 社外取締役としての独立性について
当社は、大瀧守彦氏及び大信田博之氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、大瀧守彦氏及び大信田博之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

木村 賢治

(1963年1月15日生)

所有する当社の株式数……………1,500株

再任

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

1981年4月	岡三証券(株)入社	2008年10月	当社管理部マネージャー
1994年3月	(株)幸洋コーポレーション（現(株)シーアールイー）総務人事課長	2014年6月	(株)ESP社外取締役
1998年4月	(株)サンセットコーポレーション出向 総務人事部長	2014年7月	当社管理本部ジェネラルマネージャー
2001年7月	ソニー生命(株)入社	2015年6月	当社取締役
2003年12月	(株)ソシオ人材開発事業部長	2017年6月	当社常務取締役
2007年3月	当社管理部兼経営企画室マネージャー	2017年10月	(株)ギガテック取締役
		2018年6月	当社常勤監査役（現任） 現在に至る

[重要な兼職の状況]

—

[監査役候補者とした理由]

木村賢治氏は、当社取締役として長年に亘り管理部門を統括してまいりました。同氏は当社における多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献できるものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

2

た み や
田宮

あ き ら
昭

(1948年3月2日生)

所有する当社の株式数…………… 59,800株

再任

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1970年4月	(株)協和銀行（現(株)りそな銀行）入行	1998年4月	同社取締役財務経理部長
1989年1月	(株)あさひ銀行（現(株)りそな銀行）稲毛支店長	2000年10月	同社取締役社長室長
1991年11月	同行西陣支店長	2001年4月	同社常務取締役
1993年1月	同行尼崎支店長	2004年4月	同社専務取締役
1995年4月	同行より(株)幸洋コーポレーション（現(株)シーアールイー）に出向	2005年6月	同社常勤監査役
1997年4月	同社管理部長	2010年6月	当社常勤社外監査役
1997年5月	(株)あさひ銀行（現(株)りそな銀行）より同社に転籍	2011年6月	当社社外監査役 (株)楽久屋常勤監査役
1997年6月	同社取締役	2013年6月	当社常勤社外監査役
		2018年6月	(株)楽久屋社外監査役（現任） 当社社外監査役（現任） 現在に至る

【重要な兼職の状況】

(株)楽久屋社外監査役

【社外監査役候補者とした理由】

田宮昭氏は、監査役としての豊富な経験と幅広い知識と見識を有しております。同氏の幅広い見識から取締役に対する有益なアドバイスをいただくとともに、業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。

候補者番号

3

にしだ みよ
西田 弥代

(1980年1月15日生) 所有する当社の株式数…………… 3,300株

再任

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2008年12月	弁護士登録（東京弁護士会） 第一中央法律事務所入所	2021年2月	(株)property technologies（旧(株)ホームネットホールディングス）社外監査役（現任）
2009年9月	東京地方検察庁五菱会被害回復センター被害回復事務管理人	2021年6月	天馬(株)社外取締役【監査等委員】（現任） 現在に至る
2010年4月	日本弁護士連合会代議員		
2010年10月	隼あすか法律事務所入所（現任）		
2013年6月	(株)エクストリーム社外監査役（現任）		
2015年6月	当社社外監査役（現任）		
2018年4月	サンデーバンク(株)社外監査役		
2020年6月	(株)大戸屋ホールディングス社外取締役		

【重要な兼職の状況】

隼あすか法律事務所弁護士
(株)エクストリーム社外監査役
(株)property technologies社外監査役
天馬(株)社外取締役【監査等委員】

【社外監査役候補者とした理由】

西田弥代氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に囚われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会及び監査役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

4

おかもと しんや
岡本 真哉 (1971年5月1日生)

所有する当社の株式数…………… 100株

再任

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2000年7月	フリービット(株)入社	2018年9月	(株)アルク監査役
2007年10月	(株)ドリーム・トレイン・インターネット監査役	2018年11月	フリービット(株)法務総務部長(現任)
2010年2月	当社監査役	2020年6月	当社監査役(現任)
2012年5月	(株)ベッコアメ・インターネット取締役		(株)フリービットEPARKヘルスケア(現(株)くすりの窓口)監査役
2013年7月	(株)フルスピード監査役		(株)フルスピード監査役(現任)
2014年6月	(株)ベッコアメ・インターネット取締役		現在に至る
2015年3月	(株)ドリーム・トレイン・インターネット取締役		

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)法務総務部長
(株)フルスピード監査役

【監査役候補者とした理由】

岡本真哉氏は、長年に亘り取締役をはじめ要職を歴任され、企業実務、特に法務総務分野において豊富な経験を有しており、その中で培われた知見をもとに実践的な視点で当社取締役の業務執行を監査することができるものと判断し、同氏を監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田宮昭氏及び西田弥代氏は、社外監査役候補者であります。
3. 木村賢治氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年、田宮昭氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年、西田弥代氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年、岡本真哉氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 西田弥代氏の戸籍上の氏名は、川口弥代であります。
5. 候補者の所有する当社株式の数については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
6. 当社は、木村賢治氏、田宮昭氏、西田弥代氏及び岡本真哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認され、各候補者が再任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その職務の遂行(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る争訟費用等や損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしており

ます（ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する場合を除く）。当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8. 当社は田宮昭氏及び西田弥代氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、報酬委員会への諮問及び同委員会による答申を踏まえ、2022年5月23日の取締役会において、第2号議案「取締役9名選任の件」及び第3号議案「監査役4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、任期中の代表取締役社長佐藤寿洋氏、取締役管理本部長植田健吾氏、及び常勤監査役木村賢治氏に対して、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、支給の時期につきましては各氏の役員退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金の打切り支給を相当する理由は、佐藤寿洋氏、植田健吾氏に対しては、業務執行取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであり、木村賢治氏に対しては、常勤監査役として監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献したためであります。

打切り支給の対象となる役員の名及び略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
さとうとしひろ 佐藤寿洋	2015年6月 当社取締役 2017年6月 当社専務取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）
うえだけんご 植田健吾	2015年6月 当社取締役（現任） 2021年7月 当社管理本部長（現任）
きむらけんじ 木村賢治	2018年6月 当社常勤監査役（現任）

第5号議案 取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対する2種類の譲渡制限付株式の付与のための報酬の決定の件

当社の取締役報酬の額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において、月額1,000万円以内（但し、使用人分は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、以下のとおり、当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）を付与の対象とする勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰ及びⅡを併せて、「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

なお、本制度の導入につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会における諮問を経ております。

また、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了時点において、取締役は9名となり、その終了時点での本制度の対象取締役は2名となります。

（取締役の報酬等のイメージ）

改定前				→	改定後			
	報酬額等	社内取締役	社外及び 非業務執行 取締役			報酬額等	社内取締役	社外及び 非業務執行 取締役
基本報酬	月額（一事業 年度当たり） 1,000万円以内	○	○		基本報酬	月額（一事業 年度当たり） 1,000万円以内	○	○
役員退職 慰労金	当社所定の 基準に従う	○	—		役員退職 慰労金	（廃止）	—	—
					勤務継続型譲渡 制限付株式報酬	年間（一事業 年度当たり） 10,000株以内	○	—
					業績連動型譲渡 制限付株式報酬	年間（一事業 年度当たり） 80,000株以内	○	—

【本制度Ⅰ（勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度）の内容】

本制度Ⅰは、各対象取締役に対し、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制

限を解除する等の定めに従って当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付する制度であります。当社は、本議案に基づく当社普通株式の発行又は自己株式の処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下の方法で行うものといたします。

・対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う方法（以下「無償交付」という。）

無償交付により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間10,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、年総額の上限は譲渡制限付株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）に10,000株を乗じた額といたします。

なお、無償交付のため、金銭の払込み等は要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出した額といたします。

さらに、上記方法による当社の普通株式の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限の期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合であっても、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することがで

きることといたします。

上記(1)のいずれの地位も退任又は退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合であっても、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会で別途定める日までの期間を経ない場合、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることといたします。

また、対象取締役は本割当株式の割当てを受けた後、役務提供期間満了日までに死亡により退任した場合は、無償で取得いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告18頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本制度により対象取締役が割当てを受ける当社普通株式の上限数の合計（年間10,000株）は、当社発行済株式総数17,078,400株（2022年3月31日現在）の約0.06%に相当し、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

【本制度Ⅱ（業績連動型譲渡制限付株式報酬制度）の内容】

本制度Ⅱは、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の評価期間は、2023年3月期から2024年3月期までの2事業年度とする。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する業績連動型の株式報酬制度であります。当社は、原則として評価期間終了後、業績連動型譲渡制限付株式を本議案に基づく当社普通株式の発行又は自己株式の処分に係る取締役会決議に基づき、以下の方法で行うものといたします。

・対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う方法（以下「無償交付」という。）

無償交付により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間80,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は

株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)とし、年総額の上限は譲渡制限付株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)に80,000株を乗じた額といたします。

なお、無償交付のため、金銭の払込み等は要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出した額といたします。

対象取締役への当社普通株式の交付は評価期間終了後に行うため、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

当初評価期間後も、本議案で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を対象事業年度とし、そこから連続する複数事業年度を新たな評価期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の実施を予定しております。

(1) 取締役が交付を受ける当社普通株式の数の算定方法

当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定いたします。

・各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式数(※1)×支給割合(※2)

※1 報酬委員会にて諮問の上、当社取締役会においてあらかじめ定めます。

※2 評価期間の各業績評価指標の達成度に応じて、報酬委員会にて諮問の上、当社取締役会にて、0%~100%の範囲で決定いたします。

(2) 交付要件

評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して当社普通株式の交付をするものといたします。

① 評価期間中に当社取締役その他当社取締役会が定める役職にあったこと

② 一定の非違行為がなかったこと

③ 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件

なお、当社の取締役会で別途定める期間から評価期間満了日までに対象取締役が死亡により退任した場合は、無償で失効いたします。

(3) 組織再編等における取扱い

評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上限株

数の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(4) 対象取締役に対して交付する当社普通株式の譲渡制限等の概要

本議案に基づく当社普通株式の交付に関して、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

① 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

② 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることといたします。譲渡制限が解除される前に対象取締役が死亡により退任した場合には、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることといたします。

③ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

④ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告18頁に記載のとおりであります。本議案に基づく当社普通株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本制度により対象取締役が割当てを受ける当社普通株式の上限数の合計（年間80,000株）は、当社発行済株式総数17,078,400株（2022年3月31日現在）の約0.47%に相当し、希釈化率も軽微であることから、当該株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

